

発行日 昭和45年12月15日
発行 三重県度会町
編集 総務課

12月のこよみ

歳末たすけあい運動(～31日)、年末年始
交通安全運動(～1月10日)

- 15日 年賀郵便特別取扱受付(～28日)、成人病健康相談(坂井)
- 16日 妊産婦検診(母子センター)、成人病健康相談(牧戸)
- 17日 定例町議会、乳幼児検診(一之瀬中) 成人病健康相談(立花)
- 18日 民生委員会、成人病健康相談(上久井)
- 21日 成人病健康相談(和井野)
- 23日 妊産婦検診(母子センター)、成人病健康相談(川口)
- 24日 クリスマスイブ、乳幼児検診(中之郷保育所)
- 25日 小中学校冬休み
- 28日 役場ご用納め
- 31日 大晦日、工業統計調査



大根の契約栽培

早漬けに好評

年末のあわただしさの中で、小川郷地区では大根の出荷が行なわれています。町内の大根栽培は、ほとんどが自家消費用ですが、同地区では昭和41年ごろから小川郷農協の指導で、伊勢市方面の漬物業者と販売を契約する契約栽培が行なわれています。

今年は、日向、中之郷、栗原などで約2畝が栽培されこれまでに50ト近くが、1日当たり8円程度で出荷されています。

取引先きで伊勢たくあんの早漬けとして漬込まれ大阪方面に出荷されますが、土壌の関係であまり太らないため、かえてスマートな、また柔らかいたくあんとして喜ばれています。写真は出荷大根の量目検査(日向で)

(つづいておくくと便利です)

1月のこよみ

- 1日 元旦
- 3日 消防出初式予行演習
- 4日 役場ご用始め
- 6日 妊産婦検診(母子センター)、福祉年金(1月期)支給開始
- 7日 消防出初式(小川郷中)、乳幼児検診(中川小)
- 13日 妊産婦検診(母子センター)
- 14日 乳幼児検診(母子センター)

自衛官募集

陸、海、空自衛官を募集しています。受付は毎日いたしています。

初任給 二七、五〇〇円 (毎年昇給)

ボーナス 年四・四カ月分

このほか衣食住(約二万円相当)を無償給付

応募資格 18歳から25歳未満の男女

くわしくは自衛隊三重連絡部明野分駐所(TEL伊勢70111)か町総務課へお問合せください。

休庁のお知らせ

役場では次の期間中、年末年始の休みにさせていただきます。12月29日～1月3日

休庁中は当直勤務者がありますが、ご用の方はなるべくこの期間以外にお越しいただくようお願いいたします。

なお、第一連絡所はこの期間中当直勤務者おりませんからご了承ください。

12月の納税

町県民税 (第三期分)

国保税 (第四期分)

12月27日までに必ず納めましょう。

共 済 見 舞 金

等級	傷 害 の 程 度	見舞金額
1等級	死 亡	50万円
2	手関節またはシヨバー関節以上を欠く傷害	30
3	6カ月以上の傷害	10
4	3カ月以上の傷害	5
5	1カ月以上の傷害	2
6	10日以上上の傷害	5千円

共済期間中であれば、何回交通事故にあっても、その都度支給されます。

1日1円で50万円補償

交通災害共済＝更新の予約受付中

44年1月1日からスタートしました「三重県交通災害共済」も3年目を迎え、本年9月15日現在の加入者は29万余名（本町は1488名）に達しています。

今年1月1日加入された方は、更新の予約受け付けを行なっています。まだ加入されていない方も、ぜひ交通災害共済に加入して万一の交通事故に備えましょう。申込みは、区長さんか町総務課へどうぞ。



◇新規加入したい人……いつでも受付けますから、前記チラシ下段の申込書と掛金を添えてお申込みください。（途中加入の人は、更新期日の数日前にハガキで通知します。）

◇現在加入中の人……今年1月1日に加入された人は十二月三十一日の更新時期が迫りましたので、現在、更新の予約受け付けをしています。別にお配りするチラシ下段の申込書に必要な事項を記入して、掛金と現在の加入証兼領収書を添えてお申込みください。（途中加入の人は、更新期日の数日前にハガキで通知します。）

【申し込み手続】

◇現在加入中の人……今年1月1日に加入された人は十二月三十一日の更新時期が迫りましたので、現在、更新の予約受け付けをしています。別にお配りするチラシ下段の申込書に必要な事項を記入して、掛金と現在の加入証兼領収書を添えてお申込みください。（途中加入の人は、更新期日の数日前にハガキで通知します。）

【加入できる人】

(1) 県下に住んでいて町住民基本台帳に登録されている人。
(2) 外国人登録原票に登録されている人。
(3) 県外居住者で三重県内の事業所に勤務または学校に通学している人。

【対象となる事故】

自動車、原動機付自転車、耕うん機、自転車、荷車、リヤカーや路面電車などによる次のような事故で、全国どこかの事故でも対象になります。
(1) 運行中の自動車等に乘車していた事故による災害。
(2) 運行中の自動車等と人との

接触、衝突等の事故による災害。
(3) 踏切道において歩行者と列車等との接触、衝突、れき死等の事故による災害。

【共済期間】

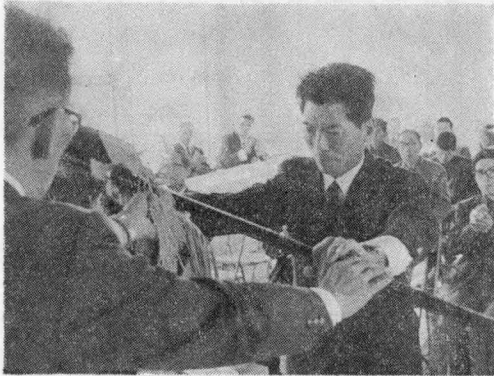
加入申込書と掛金を町が受付けた日の翌日の午前零時から共済期間が始まります。

【見舞金の請求】

次のような書類が必要で①加入証 ②警察署長の発行する交通事故証明書 ③医師の診断書または死体検案書 ④本人以外が請求するときはその関係を証する書類。詳しくは町総務課へお問合せください。

優等は西村寿郎さん（大野木）

第十三回わたらい茶共進会



第十三回会茶共進会の入賞者表彰式が、十二月五日役場で行なわれました。

出品は三十点で、審査は、去る七月二日、松井三重県茶業センター場長らにより、外観、水色、香気、味の四項目について合計二百点を満点として採点されたものです。この結果、優等賞は、昨年に引続いて西村寿郎さん（大野木）で、一九八点でした。

入賞者は次のとおり写真は浜岡町長から優勝旗を受ける西村寿郎さん

掛 金

(1) 一般（0歳～2歳を含む）	年額	360円
(2) 3歳～15歳までの幼児、小中学生	〃	300円
(3) 生活保護法による被保護者	〃	180円

防空に従事した医療従事者 特別支出金を支給

戦時中、防空業務に従事した医師、歯科医師など医療従事者で、業務に従事したことにより自傷したまたは疾病にかかって不具、廃疾の状態にあつた人などに、このほど特別支出金が支給されることになりました。

◆対象者

旧防空法に基づく命令を受け防衛、救護など防空業務に従事した医療従事者（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、産婆、保健婦、看護婦）で業務に従事したことにより自傷または疾病にかかって不具、廃疾の状態にある人、それこれらの方が死亡している場合はその遺族。

◆支給金額

障害特別支出金……五万円
遺族特別支出金……七万円

◆申請手続

昭和四十六年二月二十八日まで、町長を経て県知事に申請していただきます。詳しくは町住民課へお問合せください。

- ▼優等 西村寿郎（大野木）
- ▼一等 鳥羽平悟（平生）中村泰敏（棚橋）
- ▼二等 山本清治（大久保）中村武司（上久具）福井孝文（大野木）広良松（棚橋）
- ▼三等 西川哲也（上久具）西村英三（平生）山根清（田口）井戸本栄司（牧戸）◎製茶工場（棚橋）喜多寿男（田口）尾崎官次（当津）

昭和45年国勢調査結果

10月1日全国一斉に実施されました昭和45年国勢調査のうち、世帯数と人口の調査結果が公表されました。

昭和45年10月1日現在

字 別	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
連指	81	359	183	176
田口	72	332	177	155
加江	65	289	143	146
麻井	34	157	78	79
坂原	84	386	184	202
長花	44	201	99	102
立小計	380	1,724	864	860
鮎川	21	110	56	54
立久	37	167	90	77
大平	39	179	92	87
牧生	70	314	144	170
棚戸	57	272	126	146
大野	217	944	467	477
木原	124	578	286	292
葛久	52	255	137	118
上久	54	240	110	130
田久	52	272	136	136
当津	17	87	43	44
茶屋	18	86	45	41
小計	17	72	31	41
川原	775	3,576	1,763	1,813
栗郷	59	267	130	137
中向	48	220	114	106
日町	38	168	82	86
五小	33	183	89	94
火石	15	80	37	43
打野	37	184	89	95
駒野	19	99	44	55
小計	39	160	78	82
小 萩	288	1,361	663	698
柳 場	34	146	60	86
市出	37	144	66	78
脇井	28	117	60	57
和野	58	236	112	124
南村	70	348	153	195
川上	111	565	284	281
小計	22	106	53	53
合 計	360	1,662	788	874
	1,803	8,323	4,078	4,245

(前回の昭和40年国勢調査と比べると、世帯数は、1,803世帯で11の減、人口は8,323人で360人の減です。)

米…来年も生産調整

米の生産調整については、農家のみなさんにご協力をいただき、町目標数量を上回ることができましたが、早くも来年の生産調整が話題となっています。

政府の生産調整計画では、今年の2倍に相当する3百万トン(60万%)を目標としているといわれます。また奨励金は、休耕田より転作を高率とし、大豆、野菜、飼料作物、果樹(かんきつ、くり、うめは対象外)などへの転作を奨励していく方針です。

近く各農家のみなさんに生産調整をお願いすることになりますので、予めお知らせとご協力をお願いします。

45年の生産調整

目標数 138トン(48%)
達成数 167トン(67.2%)

12月11日～1月10日

飲酒運転はダメ

イライラも事故のもと

…年末年始交通安全運動…

十一日から来年一月十日まで、県下一斉に年末年始の交通安全運動」が展開されています。

年末年始は、一年中で、交通事故がぐつとふえる時期です。

年末年始はどうしても気分的にあわただしく、また、車で外出する機会やお酒を飲む機会が多く、これが事故の多発につながっていると考えられます。

そこで今回の運動では特に次の三点が重点目標です。

(1) 飲酒運転を
追放しましょう

年末年始は、忘年会やクリスマス、新年宴会などでお酒を飲む機会がふえ、これに比例して飲酒運転や、これにもとづく交通事故が増えています。お酒を飲んで車を運転することは、まさに自殺行為です。この行為は、また他人をも道ずれにする全く迷惑な自殺行為です。

本年八月二十日より道路交通法が改正され、飲酒運転は一切禁止されました。◇お酒を飲んだら絶対に運転しない ◇お酒を飲んだ人には運転させない ◇運転する人にはお酒を飲ませない。の「三ない運動」をみんなが守り、飲酒運転を追放しましょう。

(2) 歩行者の安全確保

歩行者は交通弱者です。いかに体格の立派な人でも、車に衝突されたらひとたまりもありません。

運転する人は、歩行に十分気をつけ、慎重の上にも慎重を期してください。一方、歩行者自身も、飛び出しやむりな横断はしないよう、年末年始の忙がしいときほど注意がいります。

(3) 五分間ゆとりをもつて行動しましょう

年末は気分的にあわただしく、交通も混雑しがちで、自動車運転する人も歩く人もとかくイライラしがちです。このイライラが交通事故を誘発することになります。すべてに五分間のゆとりをもつて行動しましょう。



ダンプカーなど

シートかけを義務づけ

砂利、土などを運搬するダンプカーの荷こぼしをなくするため、三重県道路交通法施行細則が改正され、去る十一月二十日からこれら砂利、土などを運搬する自動車は路上に積荷がこぼれ落ちないよう必要な措置、いわゆるシートなどをかけることが義務づけられました。

シートの取り付け方法は、車両のボデー表示がくれないように行う必要があります。また、泥土、泥水が荷台から漏れないよう荷台の内部をビニールで内張りするなどの措置も必要です。

農業者年金

来年一月一日スタート

年々国民年金制度の改善が行なわれ農業者の老後の保障が確立してきましたが、このたび農業者年金基金法が制定されこれら農業を営んでいる人で国民年金に加入している人に、国民年金を基本とした農業者年金が来年一月一日からスタートします。(国民年金との関連について、国民年金教室をご参照ください。)

◆目的 国民年金加入者の大半を占める農業者の年金保障をサラリーマンなど被用者年金並みに引上げること、農業経営の移譲、規模の拡大をはかり農業経営の近代化を促進しようというものです。

◆どういう人が加入するか

(1)当然加入 経営面積が五十坪以上の農業経営主で現に国民年金に加入している五十五歳までの人(ただし、将来、農業を続ける見込みのない人は申出により加入が免除されます。)

(2)任意加入 経営面積が五十坪以下であっても、ア、経営面積が三十坪以上経営主、イ経営面積五十坪以上の農家の後継者で、引続き三年以上農業に従事してきたものなど。

◆どんな年金がもらえるか

(1)経営移譲年金……農業者年金に加入して二十年間保険料を納めた人が、自分の農業経営を後継者に譲ったり、第三者の規模拡大に役立つように移譲した場合に年金が支給されます。(ただし、一月一日

現在三十六歳以上五十五歳未満の人は二十年間の最低資格期間を満せないことになりませんが、これらの人には特別が設けられています。)

支給は……六十歳までに経営移譲したときは六十歳から、六十歳以後に経営移譲したときはその時点から六十五歳まで支給されます。六十五歳からは国民年金の老齢年金とあわせて支給されます。

年金額は(二十年保険料納付の場合)……(1)六十歳から六十五歳までの分(月額一万六千六百円)と農業者老齢年金月額四千円が国民年金に加算されます。)

(2)農業者老齢年金……六十歳になるまで二十年以上保険料を納めた者が六十五歳になっても経営移譲しなかった場合と、前記の経営移譲年金を受けている者が六十五歳になった場合に支給されます。つまり経営移譲の有無を問わず六十五歳になったらもらえる年金です。

年金額は……月額四千円が国民年金に加算されます。

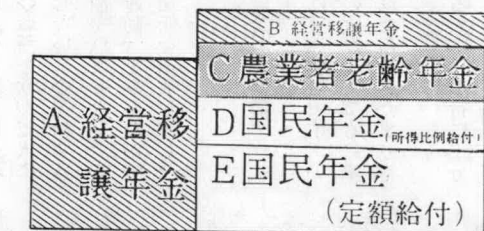
(3)脱退、死亡一時金……三年以上保険料を納めた加入者が途中で脱退したり死亡した場合には、納めた保険料以上の一時金がもらえます。

◆保険料は

月額七百五十円(したがって加入者は、この七百五十円と国民年金定額保険料四百五十円、それに所得比例保険料三百五十円を合わせて合計千五百五十円を納めていただきます。)

◆手続……四十六年一月一日から受付けが開始されますので、資格要件を満している人は、町内各農協へお申し込みください。

農業者年金給付の型



Aの年金額	保険料納付月額×	800円
B	〃	× 80円
C	〃	× 200円
D	〃	× 180円
E	〃	× 320円

国民年金教室

納め忘れの保険料

拠出制の老齢年金は、一定期間以上保険料を納めることが必要条件でたとえ1カ月でも不足すると年金が支給されません。

また、規定の期間保険料を納めていても、年金額は、保険料の納付月数によって算出されますので、納付月数によって、年金額は違ってきます。

そこで、みなさんが老後に、より多くの年金を受けていただくため、特別のはからいとして、去る7月からこれまで納め忘れになっている時効期間にかかる保険料を、1カ月450円の割りで納めることができる措置が取られています。

この措置は昭和47年6月30日限りです。

町住民課国民年金係へ印鑑と保険料を持参のうえお申込みください。

国民年金と

農業者年金

別に掲載しましたように「農業者年金」が一月一日創設され、来年一月一日保険料徴収などの業務が開始されます。

この農業者年金は、国民年金を基礎としたもので国民年金に加入していることが条件となっています。

そこで今回は、国民年金と農業者年金との関連について述べましょう。

保険料の区分

国民年金定額分……	月額450円	(町住民課扱い)
〃 所得比例分……	〃 350円	
農業者年金……	〃 750円	(農協扱い)

保険料合計……1,550円

- 1、加入者……農業者年金の加入対象者は、一定経営規模以上の農業経営主であって、国民年金被保険者である人が国民年金定額保険料(四百五十円)と所得比例保険料(三百五十円)以外に農業者年金保険料(七百五十円)を合わせて納めていただき、国民年金給付にさらに農業者年金給付を加算して支給しようといふものです。
- 2、給付……年金給付については、国民年金に二十五年以上(年齢に応じて十年まで短縮)の納付期間があり、また農業者年金は二十年以上(年齢に応じて五年まで短縮)の納付期間を満している人が、六十歳から六十五歳までの間に農業経営移譲をした場合に六十四歳までは経営移譲年金が支給されます。六十五歳以降は国民年金の老齢年金(定額給付と所得比例給付)と



楽しいみかん狩り

今日は園外保育にみかん狩りを計画、子どもたちは大喜びで朝から大はしゃぎ。

昨日から心配された天候も絶好の秋日和に恵まれ、みかんも今が盛りで全山が黄金色。

そのトンネルをくぐって、一同が一斉にみかんを取る。喧々轟々、なんとにぎやかなことか。

お昼どきになったので、みかん園の頂上で昼食にする。前日、手づくりの簡単な弁当とお母さんたちに連絡していたのに、子どもたちの弁当は、ほとんどがおすし、母の暖かみが香うよう。

昼食後、取りたてのみかんを味わいながらみんなで保母先生のカメラで記念撮影をし、家へのお土産のみかんをもらって山をおりる。

11月13日の日記より 中之郷保育所長 橋本秀二

合わせて支給されます。例えば、農業者年金に加入し、納付必要期間二十年を満した人で経営移譲している場合は、六十歳から六十四歳までは農業者年金の経営移譲年金一万六千円が支給され、六十五歳からはこの一割に相当する千六百元(次表B)と農業者老齢年金四千円(次表C)に国民年金定額分(二十五年納付で八千円)と所得比例分(二十年納付で三千六百元)を合計した一万七千二百円が支給されます。

以上のように農業経営者は国民年金に農業者年金を加算されることにより、厚生年金なみの老齢年金が支給されることとなります。農業者年金の加入手続きや保険料徴収事務などについては町農業委員会と各農協で取扱いますが、国民年金の所得比例保険料は町住民課国民年金係で受付けていただけますから、印鑑をご持参のうえおこしく下さい。

麻加江支部 県知事から感謝状

中川婦人会麻加江支部(支部長世古ツギさん)は、十一月三十日開催の三重県国民年金大会で「国民年金事業推進に功績があった」として三重県知事から感謝状を受けました。なお、これまでに、大野木支部に社会保険庁長官から、葛原、牧戸、田口、小川、大久保、脇出支部に三重県知事から感謝状が贈られています。

ボーナスは

ひとまず貯蓄へ
ただ今「貯蓄増強歳末特別運動」が展開されています。
◎ボーナスはひとまず貯蓄しましょう。
◎年末、年始の行事慣行は簡素にしましょう。
◎家計簿をつけていますか
来年こそは家計簿をつけて生活設計をたて、消費の合理化をはかりましょう。

中西幸助さん

三重特産肉功労者表彰
去る十一月十九日鈴鹿市で開かれた三重県特産肉牛共励会で、本町の中西幸助さん(中之郷)が三重特産肉功労者として表彰されました。



ペンリレー ⑩

軍隊長 活かH? なことぐ
らしいか 知らない 私です。
初年兵の 思い出な どもでもふり返って笑っていた だくことにする。

を着用するのであるが、(陛下といきあがる。新しいものいる)新兵さんがで
メとまた号令、(陛下といきあがる。新しいものいる)新兵さんがで
う言葉の出るときは不動の姿勢をとるのである。「服が合わなければ服に体を合わせよ。」始メの号令、なるほど軍隊である。服に身体を合わすか、逆もまた真なるか

軍服を着ると身が引き締まるというが、なんだか着心地が悪い。それでもこれでいよいよ兵隊かという気がする。「服を着て、これで娑婆とお別れか」

二等兵物語

栗原 辻村 哲夫

歓呼の声と旗の波に送られて、決意も新に郷里を後にした私どもは、形通りの入隊式もすみ兵舎に導かれると、兵室には寝台が並び、その上に軍服が置いてあり、棚には名札が掛けてある。

どうにかその日は終り、二日目の夜のことである。点呼のあと消灯ラッパが鳴りわたり、就寝である。五尺の寝台わら布団、これがわれらの夢の床……とばかり毛布の中にもぐり込み、年

老いた父母、貧しい家のこと



この野郎と拳が半分あがり

次回は、辻村さんのご指名により桜田昌三さん(立花)をお願いする予定です。

灯油の貯蔵

100ℓ以上は届出

軒先きに灯油入りのドラムカッ(二百リットル)を置いているご家庭を見かけますが、これら石油類の貯蔵取扱いは消防法および町火災予防条例によって厳しく規制されています。

これらの貯蔵、取扱いは法で定められた指定数量以上は具知事の許可が必要で、この指定数量の五分の一以上から指定数量までは町長へ届出ることになっています。

例えば灯油の場合、別表にもあるように百リットルから五百リットルを貯蔵するとき、町長へ届出なければならず、五百リットル以上は具知事の許可が必要となります。

また具知事の許可が必要な危険物貯蔵、取扱所は、もちろん、町長へ届出なければならぬ。少量危険物貯蔵、取扱いても、防火壁や一定の空地を保有すること、危険物の標識を設けるなど貯蔵、取扱いの基準が定められています。

これに違反した場合は、消防法および町火災予防条例によって罰せられます。

規定数量以上の危険場を保管している人は、いますぐ町総務課で手続きをしてください。

農地の取得制限なくなる

農地法の一部が改正され、十月一日から施行されましたので、おもな改正点をひろってみました。

農地取得の制限の変更

(1) 農地の権利取得の最
(2) これまで三アール以上耕作している人でなければ農地の権利取得ができなかったのが、取得することによって五十アール以上になれば、取得前の面積にかかわらず取得できる。

10月施行 農地法の一部改正

高面積は、これまで二・二畝に制限されていたのが、経営主や世帯員が常時農業に従事するならば、無制限に認められる。

不在地主は小作地を所有することができないこと、在住地主でも七十アール以上の小作地は所有できないこと、については従来どおりですが、次のような例外が認められます。

(1) 不在地主になっても、離農前に十年以上所有している農地は、その者とその相続人に
(2) 小作地の所有制限の緩和
(3) 農地改革などによって困

ら売渡しを受けた農地については、これまで永久に他人に貸付けることが禁止されていたのが、その売渡しを受けて十年たったものは貸付けることができる。

(4) 通勤耕作は、農業経営の状況や通作距離などからみて効率的でない場合は許可されない。

農業委員会は地区別、地目別に標準小作料を決めます。また、標準小作料に比較して著しく高額の小作料を定めた契約があるときは、当事者に減額を勧告することができま

す。(ただし、十月一日現在小作地である農地については十年間は現行の最高額統制が継続されます。)

小作契約の解約制限の緩和
小作契約を解除したり契約の更新をしないことなどにつ

いて、これまで一定の場合を除き具知事の許可を必要としたが、次のような場合は許可を要しない。

(1) 当事者が合意で解約する場合(返還期日の六ヶ月以内に成立した合意で文書によることが必要)

(2) 十年以上の期間を定めた小作契約や水田の裏作だけの小作契約で、期間満了前に更新しない旨の通知をする場合

(この通知は期間満了の一年前から六ヶ月前までに必要)

農業委員会の役割
従来どおり農地の利用関係の調整等の事務を処理します

あなたも私も 守ろう人権

一九四八年 (昭和二十三年) 十二月十日第三回国連総会において「世界人権宣言」が採択されて今年で二十二年を迎えます。

私たちの人権が、なぜ国連総会場で承認され再確認されたのか、また、なぜこれを保護し、普遍し、促進しなければならぬものなのかなどの問題に答えてくれるのが「世界人権宣言」であります。

そして、この宣言こそ世界中の人々が共に理解し、共に達成すべき基準だと示されています。

ゆく年、くる年のひと時、幸せな新しい年を祈って、いま一度、静かに「世界人権宣言」を読んでみようではありませんか。

お手許に世界人権宣言文がない場合は、地元の人権擁護委員(大野木、西村善之丞氏、川口、岡村善三氏)か津地方法務局人権擁護課へお申出ください。

法律扶助を

ご存じですか

私たちの生活には、土地や建物をめぐる紛争、交通

農地の転用は 必ず許可を受けてから

農地法の規定による許可申請書は、毎月末までに町産業課内、農業委員会へご提出ください。

なお、農地を許可なく転用した場合は、3年以下の懲役または10万円以下の罰金に処せられますが、今回の農地法改正で、罰則のほか具知事が、その許可の取消しや工事の停止命令、原状回復命令など違反是正の命令をすることができま

—おもな農地許可申請—

- 農地法第3条申請 農地を農地(耕作目的)として売買、贈与、賃貸借権設定、移転など(添付書類=土地登記簿謄本)
- 農地法第4条申請 農地を農地以外に転用する場合(添付書類=転用位置図、建築物の場合は建築図面、登記簿謄本)
- 農地法第5条申請 農地の所有権移転または賃貸借権設定にともなう農地を農地以外に転用する場合(添付書類=第4条申請に同じ)
- 農地法第20条申請 農地の賃貸借を解除する場合(添付書類=賃貸借契約書)

年賀状で

交通安全を 呼びかけよう
町内各郵便局に、交通安全標語入りのゴム印を用意いたしておりますからご利用下さい。

標語の例

- ◆事故防止、町から村から、家庭から
- ◆安全は人と車でつくるもの

種 類	指定数量 (原知事の 許可)	左記の5分 の1 (町長へ届出)
第一石油類 ガソリン	100 l 以上	20 l ~ 100 l 未満
第二石油類 軽油 灯油 ジゼル油	500 l "	100 l ~ 500 l "
第三石油類 重油 潤滑油	2,000 l "	400 l ~ 2,000 l "



掛橋良一さん(川口)
勲五等瑞宝章

秋の叙勲で、本町川口の掛橋良一さん(元小学校長77歳)が、勲五等瑞宝章に決定、去る11月12日、東京、国立劇場で文部大臣から勲記と勲章が伝達され、そのあと皇居において賜謁が行なわれました。

掛橋さんは大正4年三重県師範卒業後30年間教職にあり、国民学校長を最後に退職、その後は旧小川郷村選挙管理委員同教育長、度会町社会教育委員、同老人クラブ連合会長などを歴任するなど、教育、学術、文化の向上に尽力されています。現在は農業に従事され、町の明るく正しい選挙推進協議会委員長です。

わが国の交通警察運営の基調をなし、今後の交通警察の方向として3Eの原則があり
ます。

3Eとは

1、交通安全を期するには、まず国民一人一人の交通に対する無知をなくすことであり
ます。

2、交通工学は、広く警察、建設、運輸の分野にまたがりかつ関連をもつています。

3、交通取締りの徹底
たとえ交通安全教育を行な

い道路交通環境を整備しても
交通安全を守らない道路利用
者に対しては、交通取締りを
行ない、道路交通の秩序を維
持する必要があります。

以上述べた三つの原則が適
切に行なわれてはじめて安全
な交通が維持され悲惨な交通
事故を追究することができ
るのでありますが、ここに絶対

ドライバーとして

知っておきたいこと

臨出駐在所 森 義昭 巡查長

逆うことの出来ない自然の法
則(物理法則)があります。

これは、摩擦、慣性、遠
心力、重力、衝撃力などがあ
り、運転者たるもの、この法
則に逆って運転することは絶
対に出来ないであります。

この法則が自動車の運転に
どのような影響を及ぼすかを
十分理解して運転する必要が

あります。

そこで、今月から三回にわ
けてこれらの法則について述
べてみたいと思います。

【慣性と摩擦】

動いている自動車は、クラ
ッチを切り動力を絶つても、
すぐ停車せず惰性で一定距離
を走ります。これは運動して

擦の力でコントロールしてい
るからであります。

もしその自動車の摩擦力で
コントロールできないほどの
慣性力が加わると、障害物を
目前に認めながらその手前で
自動車を停車させることがで
きず衝突し、交通事故となる
わけです。

摩擦力と慣性力は、常に一
定ではなく、路面、タイヤの
状態により摩擦力が大きく影
響します。慣性力は速度が速
くなるほど大きくなります。
摩擦力は摩擦係数により変
わります。

例えば、乾燥したコンクリ
ートで○・七五、○・八五、
湿潤のコンクリートで○・七
砂利道で○・五五、固った雪
の上で○・一五、氷上では、
○・〇七となります。

また、タイヤがある一定の
ところ(おおむね一・六ミリ)
まで減ると、摩擦力が減り、
濡れたアスファルト上で高速

運転をするとこれが半分以上
になる場合もあります。

慣性と摩擦は、自動車の走
行にさまざまな影響を与えま
すが、その中でも時に重要な
ものは制動距離です。

自動車の停止距離は、
空走距離+制動距離
であり、例えば時速五十キロ
メートルで走行している車の
停止距離は、空走距離十メー
トルと制動距離が十五メー
トルで、二十五メートル進行し
なければ停止しないことにな
ります。

停止距離は、速度のおおむ
ね二乗に比例して長くなりま
す。
次回は、遠心力、重力、衝
撃力について述べて見たいと
思います。



事故や暴力などによって
受けた損害の賠償に関する紛
争、離婚や認知など家庭に関
する紛争などが起りますが、
話し合いで解決できないときは
裁判によって解決するほかあ
りません。

ところが裁判には印紙代な
どの訴訟費用、弁護士の手数
料や謝金などを払わねばなら
ないのが普通です。そしてこ
れらの裁判に要する費用を出
せないために、主張すべき権
利も主張せず、しぶしぶ相手
のいうなりになるようなこと
があります。それでは世界人
権宣言や憲法の保障する「裁
判を受ける権利」が守られて
いるとはいえません。

そこで、お金がなくて裁判
をすることができない人のた
めに、裁判の費用や弁護士の
手数料、謝金などを立て替え
る制度ができました。これが
「法律扶助制度」です。

この法律扶助の仕事は、各
都道府県の弁護士会の中にあ
る法律扶助協会が行なってい
ますが、人権擁護委員や法務
局も協力していますので、法
律扶助協会か、人権擁護委員
または法務局へご相談くださ
い。

広報板

専修職業訓練校

訓練生を募集

伊勢専修職業訓練校（小俣町、電話伊勢②2723）

- ◆募集科目と募集人員 自動車整備科養成 30名、能力再開発10名、金属工芸科養成10名、能力再開発20名
- ◆訓練期間 養成訓練 1年間 能力再開発訓練1年（事務科は6カ月）（転職訓練）
- ◆応募資格 中学校卒業以上の人で性別、年齢に制限なし。
- ◆応募手続 46年1月9日までに新規学生者は担任教師へ、それ以外の人は伊勢公共職業安定所へお申込みください。（ライカ版大の写真2枚添付）。
- ◆選考 簡単な筆記試験（国語、社会、数学）と面接試験を行ないます。転職者は適正検査と面接だけ行ないます。

なお、伊勢訓練校のほかにも県下に津訓練校（機械、板金、溶接、機械製図、電気工事、電子機器、自動車整備、建築、配管、木工の11科）、四日市訓練校（事務科）で同じような要領で募集しています。

来年4月開校の

高等職業訓練生も募集

明年4月開校されます南伊勢総合高等職業訓練校では、入校生を募集しています。

- 1 募集科目と募集人員
機械科（機械）25名 機械（仕上）25名
板金科25名
- 2 訓練期間 2年間
- 3 応募資格 中学卒業以上の人で性別、年齢制限なし。
- 4 応募手続 45年12月26日までに伊勢公共職業安定所へお申込みください。
- 5 選考 第1次学科テスト 第2次面接テスト及び簡単な身体検査
- 6 特典 学生割引が適用 訓練受講資金の貸付 技能検定（国家検定）の受験資格の短縮など。

お問合せは伊勢公共職業安定所（電話伊勢⑧0215）へ。

成人式のご案内

新成人を祝す「成人式」を次のとおり行ないます。

招待する新成人は、昭和25年4月2日から同26年4月1日までに生まれた人です。（男人64、女64人、計128人）。

くわしいご案内は、新年早々に各人あて往復はぎを差上げますから、1月10日までに欠欠をご回報ください。

◇とき 1月15日午前10時

◇ところ 内城田中学校体育館

服装は簡素なもので、気軽な、みんなご出席くださいますようお願いいたします。

年賀状は22日までに

年賀状の受付は、15日から22日までです。

毎年、年末になると郵便物が急激にふえ、平常の3倍から4倍にもなり、年賀状だけでも約18億通に達するといわれています。

年賀状をお出しになるときは次の点にご協力ください。

◇15日から22日までに

◇必ず郵便番号を記入する（あなたの郵便番号も忘れずに）

◇あて名は正しく（毎年、あて名が不明確なため迷い子になる年賀状が4千万通もあります。）

◇なるべくあて先ごとに（町内は町内に束ね、町外でも県内と県外に付せんをつけて束ねてください。）

消防出初式

1月7日 小川郷中て

昭和46年の消防出初式を次のとおり行ないます。

◇とき 1月7日午前8時30分

（雨天決行）

◇ところ 小川郷中学校校庭

参加団員は155人で、分列行進、ポンプ操法などを披露します。

なお、出初式の子行演習は1月3日午前8時30分から小川郷中学校校庭で行ないます。

工業統計調査にご協力を

昭和45年の「工業統計調査」が、12月31日現在で行なわれます。

この調査は、製造業に属するすべての事業所が対象になりますので、調査員が調査票を配付しましたら、必要事項にご記入いただきますようご協力をお願いします。

◇調査の対象

(1)主として新製品の製造加工に従事する従業所（組立作業も含まれます。）

(2)新製品を主として卸売する事業所（製造小売は除きます）

なお、調査票は、従業者20人以上の事業所は甲調査票、19人以下の事業所は乙調査票です。

◇秘密の保持

提出された調査票は、統計法によってその秘密が厳守され、また統計目的以外には一切使用いたしません。

中小企業者へ設備整備資金の貸付

国民金融公庫

国民金融公庫では、中小企業者の次のような諸施設に対し、設備整備資金の貸付を行なっています。

△対象施設 産業安全衛生施設、保安施設、産業公害防止施設、防災施設。

△貸付限度 6百万円

△貸付期間 7年以内

△貸付利率 年6・5パーセント。

（ただし貸付日から3年をこえる期間については年7パーセント）

△担保 必要に応じて求めます。

△保証人 原則として1名以上必要

△貸付対象

1「労働基準法」の適用事業であって、製造業、建設業、貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業（通運事業を含む）および土石採取業を営む者。

2「高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する製造または販売の許可を受けた者。（許可されたものとみなされる者を含む。）

3「大気汚染防止法」第2条に規定するパイ煙または特定有害物質を排出する者。

4「工場排水等の規制に関する法律施行令」別表第1欄にかかげる業種に属する者。

5「騒音規制法」第2条第1項に規定する特定施設を設置する者

6「工業用水法」第3条第1項に規定する許可を受けた井戸または許可を受けたとみなされる井戸を水源とする者であって、その用水源を工業用水道（「工業用水道事業法」第2条第3項にいう工業用水道をいう。）または水道（「水道法」第3条第1項にいう水道をいう。）に転換するもの。

7「鉱山保安法」第2条に規定する鉱業権者。

8「消防法」第17条に規定する者であって、同条に定める消防用に供する設備を設置する者。

△問い合わせ先、津市万町1628 国民金融公庫津支店電話津⑦5211